

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年6月22日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前11時13分 散会

付託事件

議案第49号, 議案第50号, 議案第57号(ただし, 別表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分, 第6款, 第7款及び第10款を除く), 報告第18号, 報告第19号(ただし, 別表中歳出を除く), 報告第20号(ただし, 別表中歳出中第3款を除く), 令和5年陳情第6号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第49号 水戸市市税条例の一部を改正する条例
- ② 議案第50号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算(第3号)(ただし, 別表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分, 第6款, 第7款及び第10款を除く)
- ④ 報告第18号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第12号))
- ⑤ 報告第19号 専決処分について(令和5年度水戸市一般会計補正予算(第1号))(ただし, 別表中歳出を除く)
- ⑥ 報告第20号 専決処分について(令和5年度水戸市一般会計補正予算(第2号))(ただし, 別表中歳出中第3款を除く)

(2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第6号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情

2 出席委員(7名)

委員長	佐藤 昭雄 君	副委員長	打越 美和子 君
委員	土田 記代美 君	委員	萩谷 慎一 君
委員	須田 浩和 君	委員	高倉 富士男 君
委員	袴塚 孝雄 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長 田尻 充 君

市長公室長 小田木 健治 君
市長公室 参事兼 秘書課長 篠原 芳之 君

政策企画課長	宮川孝光君	交通政策課長	川上悟君
デジタル イノベーション 課長	北條佳孝君	みとの魅力 発信課長	出沼大君
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼 総務法制課長	上垣外泰之君
総務部参事兼 行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川崎幹男君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	村沢晶弘君		
市民協働部長	小嶋いつみ君	市民協働部 副部長	柏直樹君
市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君	市民協働部 参事兼 防災・危機 管理課長	鬼澤英一君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	生活安全課長	砂川和敏君
文化交流課長	上原純大君	スポーツ課長	田沢春彦君
体育施設整備 課長	讚井正俊君	男女平等参画 課長	木村清美君
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
生活環境部 参事兼 廃棄物対策 課長	荻沼学君	環境保全課長	坪井正幸君
ごみ減量課長	高安正紀君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	永井誠一君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	坂場賢治君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君

議事課長 大嶋 実 君

6 事務局職員出席者

議事係長 武井 俊夫 君 書記 島田 祐輔 君

午前10時 0分 開議

○佐藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、議会改選後の執行部の皆さんが出席しました最初の委員会でございますので、この際、委員並びに執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、私のほうから自己紹介をさせていただきたいと思います。

改めまして、おはようございます。総務環境委員会委員長を務めさせていただきます佐藤昭雄でございます。円滑な委員会運営に努めさせていただきたいと思いますので、委員の皆様、そして執行部の皆様、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、副委員長、お願いいたします。

○打越副委員長 おはようございます。総務環境委員会の副委員長を務めさせていただきます打越美和子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 それでは、各委員さんからお願いいたします。

○萩谷委員 立憲みとの萩谷慎一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○須田委員 須田です。よろしくお願いいたします。

○袴塚委員 初めて総務環境委員会にまいりました袴塚でございます。何分不慣れでございますので、須田先生に教えていただきながら、一生懸命務めさせていただきたいと思いますので、執行部の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○高倉委員 委員の高倉富士男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○土田委員 お世話になります。日本共産党水戸市議団の土田記代美です。8年前の1期目のときに4年間総務環境委員会でお世話になりまして、ちょっと懐かしい気持ちでいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 次に、執行部から順次、お願いいたします。

○田尻副市長 副市長を務めております田尻でございます。よろしくお願いいたします。

○小田木市長公室長 市長公室長の小田木健治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○園部総務部長 総務部長の園部孝雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○白田財務部長 財務部長の白田敏範でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小嶋市民協働部長 市民協働部長の小嶋いつみでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○柏市民協働部副部長 同じく副部長の柏直樹です。よろしくお願いいたします。

○佐藤生活環境部長 生活環境部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠原市長公室参事兼秘書課長 秘書課長の篠原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮川政策企画課長 政策企画課長の宮川でございます。よろしくお願いいたします。

○川上交通政策課長 交通政策課長の川上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北條デジタルイノベーション課長 デジタルイノベーション課長の北條でございます。よろしくお願いいたします。

○出沼みとの魅力発信課長 みとの魅力発信課長の出沼でございます。よろしくお願いいたします。

- 上垣外総務部参事兼総務法制課長 総務法制課長の上垣外でございます。よろしくお願いいたします。
- 熊田総務部参事兼行政経営課長 行政経営課長の熊田でございます。よろしくお願いいたします。
- 安里人事課長 人事課長の安里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 加藤財産活用課長 財産活用課長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 渡邊市民課長 市民課長の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。
- 佐藤財政課長 財政課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川崎税務事務所長 税務事務所長の川崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 鈴木契約検査課長 契約検査課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 佐々木税務事務所参事兼市民税課長 市民税課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 浅野資産税課長 資産税課長の浅野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 村沢収税課長 収税課長の村沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 白石市民協働部参事兼市民生活課長 市民生活課長の白石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 鬼澤市民協働部参事兼防災・危機管理課長 防災・危機管理課長の鬼澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 新市民会館整備課長の須藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 砂川生活安全課長 生活安全課長の砂川です。よろしくお願いいたします。
- 上原文化交流課長 文化交流課長の上原でございます。よろしくお願いいたします。
- 田沢スポーツ課長 スポーツ課長の田沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 讚井体育施設整備課長 体育施設整備課長の讚井でございます。よろしくお願いいたします。
- 木村男女平等参画課長 男女平等参画課長の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 衛生事業課長の黒澤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 荻沼生活環境部参事兼廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の荻沼です。よろしくお願いいたします。
- 坪井環境保全課長 環境保全課長の坪井と申します。よろしくお願いいたします。
- 高安ごみ減量課長 ごみ減量課長の高安と申します。よろしくお願いいたします。
- 武田清掃事務所長 清掃事務所長の武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 永井会計管理者兼会計課長 会計管理者兼会計課長の永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 外岡選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長の外岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 和田監査委員事務局長 監査委員事務局長の和田です。よろしくお願いいたします。
- 坂場監査委員事務局次長 同じく次長の坂場と申します。よろしくお願いいたします。
- 佐藤委員長 次に、当委員会の担当書記です。

○武井議事係長 担当書記の事務局、武井でございます。よろしくお願いいたします。

○島田書記 同じく島田と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 以上で、紹介を終わりました。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

これより議事に入ります。

〔「委員長、ちょっと議事に入る前に1つだけお願い」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 私も初めてのせいか、執行部席にどなたがお座りになっているのか、ちょっとなかなか覚えづらいので、席次表を後でお作りいただいて、そして申し訳ありませんけれども、配付していただければ、大変ありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 それでは、後ほど席次表のほうをお配りさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第49号ほか5件、それに陳情1件であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに、執行部に提出議案等の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、23日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情の審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第49号ほか5件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案等の説明を願います。

初めに、議案第49号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 それでは、水戸市市税条例の一部を改正する条例につきまして、財務部市民税課及び資産税課提出の議案第49号参考資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、水戸市市税条例の一部を改正するため、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容でございますが、(1)の個人市民税に関する改正につきましては、2点ございます。

1点目のアにつきましては、令和6年度から課税が開始される森林環境税について、賦課徴収の方法や納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するなど、規定を整備するものでございます。

2点目のイにつきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容から異動がない場合には、その記載事項を簡素化することができるとするものでございます。

(2)の固定資産税に関する改正では、わがまち特例に係る見直しとしまして、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの税額を減額する規定を整備するものです。

対象となる資産としましては、築後20年が経過している10戸以上のマンションであることなど、一定の要件を満たすとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を過去に1回以上行ったマンションで、軽減割合としましては、建物に係る固定資産税額を大規模修繕工事を行った翌年度に限り2分の1減額するものでございます。適応条件としましては、令和5年4月から令和7年3月末までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行い、その旨を当該マンションの区分所有者が申告することで適用されることになります。

次に、(3)の軽自動車税に関する改正でございますが、3点ございます。

1点目のアにつきましては、軽自動車税のグリーン化特例の適用期間について、電気自動車または天然ガス自動車は、税率の75%軽減を令和5年4月から令和8年3月末までの3年間、ガソリン車等のうち営業用乗用車に限り、排出ガス燃費性能基準に応じて税率50%軽減を同様に3年間、税率25%軽減を令和7年3月末までの2年間、それぞれ延長するものでございます。適用の車両としましては、その期間中に取得した車両の軽自動車種別割の翌年度に限り、当該割合で減額するものでございます。

なお、裏面2ページに参考といたしまして、対象車両の標準税率と軽減後の税率を記載した表をお示ししておりますので、御参照ください。

2点目のイにつきましては、一定の要件を満たす電動キックボード等につきまして、特定小型原動機付自転車として新たな車両区分を創設したことに伴い、軽自動車税種別割の税率を2,000円とするものでございます。

次に、3点目のウでございますが、自動車メーカーの排出ガス基準及び燃費達成基準等に係る不正行為に起因して、軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額が生じた場合に、当該自動車メーカーが負担して納付すべき環境性能割等の額は、その不足額に35%を加算した金額とするものでございます。

3の施行期日は、公布の日となります。ただし、以下の(1)から(3)はそれぞれで定める日とします。

(1)軽自動車税における特定小型原動機付自転車に係る改正規定は、令和5年7月1日。

(2)個人市民税とあわせて賦課徴収する森林環境税の導入及び軽自動車税に係る改正のうち、自動車メーカーの不正行為によって環境性能割等の納付不足額が生じた場合の特例に係る改正規定は、令和6年1月1日。

(3)給与所得者の扶養親族等申告書に係る改正規定は、令和7年1月1日とするものです。

資料3ページ以降に、新旧対照表及び関係法令の参照条文を記載しておりますので御参照願います。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、議案第50号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

安里人事課長。

○安里人事課長 恐れ入りますが、議案書①、5ページをお開き願います。

市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由についてですが、厳しい行財政環境を考慮し、市長の新たな任期においても給料月額の減額措置を実施するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてですが、(1)市長の減額内容につきまして、第1条に規定しておる給料月額の減額率を、これまでの100分の20から100分の10に改めるものです。

(2)減額の期間についてですが、同じく第1条に規定しておる新たな減額期間について、令和5年7月1日から市長の任期満了等の日までとするものです。

(3)の条例の失効日につきましては、付則第2項に規定をしており、現行では行財政改革プラン2016の後期実施計画の期間にあわせ、令和6年3月31日としておりますが、失効日を市長の任期満了日等の日または令和6年3月31日のいずれか遅い日に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年7月1日となります。

参考といたしまして、今回の条例改正による減額措置の年間影響額を記載しております。

2ページは新旧対照表、3ページは参照条文となっておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款及び第10款を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、恐れ入りますが、議案書①の33ページをお開き願います。

市議会議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億7,270万円を追加し、総額を1,201億6,266万円とするものでございます。

ページを返していただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらは別表歳入歳出予算補正により、歳入歳出予算それぞれの款項ごとの補正額等をお示ししております。

一般会計補正予算（第3号）の議案部分の説明は以上であります。

○佐藤委員長 次に、別表中歳出中第2款総務費、1項1目一般管理費について、安里人事課長。

○安里人事課長 歳出の詳細について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②、4ページ、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、101万3,000円の減額を補正するものです。内容につきましては、市長の給料月額を本年7月から10%減額することから、給料月額及び共済費を減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、6目交通政策費について、川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 続きまして、6目交通政策費につきましては、3,130万円を補正するものでございます。

内容につきましては、交通政策経費として、原油価格の高騰による燃料費上昇の直接的な影響を受けている路線バス事業者及びタクシー事業者の運行継続を支援し、市民生活の安定化を図るため、それぞれ事業者に対して補助金を交付する経費として計上してございます。

内訳といたしましては、バス事業者3社に対して2,130万円、タクシー事業者46社に1,000万円としてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、第4款衛生費、4項2目塵芥処理費について、武田清掃事務所長。

○武田清掃事務所長 続きまして、6ページ、7ページを御覧願います。

下段の4款衛生費、4項清掃費、2目塵芥処理費につきましては、燃料費高騰への緊急対策として、今年度当初予算において計上済みの資源物・ごみ収集運搬事業者緊急支援金について、今回、国の地方創生臨時交付金を活用し、80万円の増額補正と財源補正を行うものでございます。

○佐藤委員長 次に、3目し尿処理費について、黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 続きまして、その下の表となっております3目し尿処理費につきましては、原油価格の高騰を受けているし尿・浄化槽汚泥収集運搬事業者を支援するため、315万円の増額補正をするものです。

以上です。

○佐藤委員長 次に、歳入について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 恐れ入りますが、同じ議案書②補正予算に関する説明書の2ページ、3ページをお開き願います。

では、歳入について御説明をいたします。

まず、16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金において、電気・燃料等の価格高騰に係る緊急対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5億6,400万円増額するものであります。

次に、21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正予算に要する一般財源として、前年度剰余繰越金を5億870万円措置したものであります。

市議会議案第57号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第12号））について、執行部から説明願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 恐れ入りますが、議案書①の49ページをお開き願います。

報告第18号の専決処分について御説明をいたします。

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第12号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ページを返していただき、50ページを御覧願います。

こちらの50ページが処分をした令和4年度水戸市一般会計補正予算（第12号）であり、第1条で繰越明許費を追加したものでございます。処分日は令和5年3月27日でございます。

内容につきましては、右、51ページの別表繰越明許費補正を御覧願いまして、2款総務費、1項総務管理費の自動車維持管理経費について、世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染症等の影響により、公用車1台の納品に日時を要したことに伴いまして、362万円の繰越明許費を定めたものでございます。

なお、議案書④補正予算に関する説明書、1ページ、2ページに関連する調書を掲載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

報告第18号の説明は以上でございます。

○佐藤委員長 この際、御報告いたします。ここで一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○佐藤委員長 次に、報告第19号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号））（ただし、別表中歳出を除く）について執行部から説明願います。

佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 続きまして、議案書①の53ページをお開き願います。

報告第19号の専決処分について御説明をいたします。

令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ページを返していただき、54ページを御覧願いまして、こちらが処分をした令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号）であり、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億1,400万円を追加し、総額を1,180億8,400万円としたものであります。処分日は令和5年4月14日でございます。

右の55ページの別表歳入歳出予算補正に、歳入歳出予算それぞれの款項ごとの補正額等をお示ししております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書⑤の補正予算に関する説明書、2ページ、3ページをお願いいたします。

それでは、歳入について御説明申し上げます。

まず、2ページでございますが、16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金につきましては、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方などを対象とする新型コロナウイルスワクチンの令和5年春開始接種に要する財源として、2億8,200万円を措置したものであります。

次に、16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金につきましては、児童扶養手当の受給世帯や市民税非課税の子育て世帯等を対象に、子ども1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金の財源として、3億3,133万円を措置したものであります。

資料下段、22款諸収入、5項4目雑入につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る会計年度任用職員の任用に伴い、市町村職員共済組合掛金、社会保険掛金及び雇用保険掛金をそれぞれ増額したものでございまして、項の合計としましては67万円の増でございます。

報告第19号の総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、報告第20号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出中第3款を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、恐れ入りますが、議案書①の57ページをお開き願います。

それでは、御説明を申し上げます。

報告第20号の専決処分について御説明いたします。

令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

ページを返していただきまして、58ページを御覧願います。こちらの別紙が、処分をした令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億596万円を追加し、総額を1,190億8,996万円としたものであります。

処分日は令和5年5月16日でございます。

次の59ページの別表歳入歳出予算補正に、歳入歳出予算それぞれの款項ごとの補正額等をお示ししております。

議案部分の説明は以上でございます。

○佐藤委員長 次に、別表中歳出中第2款総務費、2項7目デジタルイノベーション費について、北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 それでは、議案書⑤でございます。令和5年度補正予算に関する説明書10ページ、11ページでございます。ページの上段でございます。

2款総務費、1項総務管理費、7目デジタルイノベーション費につきましては、1,496万円を増額補正したものでございまして、こちらはマイナポイント申請窓口、こちらが9月30日までの延長ということで、そちらのための経費でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 次に、歳入について、佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 それでは、1ページお戻りいただきまして、議案書⑤の8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明をいたします。

まず、上段の16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、マイナポイント申請支援窓口の開設期間延長に係る財源といたしまして、1,496万円を措置したものであります。また、2目民生費国庫補助金につきましては、市民税非課税世帯等を対象に、世帯当たり3万円を支給する市

民税非課税世帯等臨時特別給付金の財源として、9億6,073万6,000円を措置したものであり、項の合計としましては、9億7,569万6,000円を増額してまいります。

次に、21款1項1目繰越金につきましては、今回の補正予算に要する一般財源として、前年度剰余繰越金を3,000万円措置したものであります。

資料下段、22款諸収入、5項4目雑入につきましては、市民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る会計年度任用職員の任用に伴い、市町村職員共済組合掛金、社会保険掛金及び雇用保険掛金をそれぞれ増額したものでございまして、項の合計としましては26万4,000円の増でございます。

報告第20号の総務環境委員会所管分の説明は以上であります。

○佐藤委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより質疑を行います。

初めに、議案第49号 水戸市市税条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

須田委員。

○須田委員 議案第49号の参考資料のほうで進めさせていただきます。

2番の(1)個人市民税に関する改正というところがありますけれども、私たちが支払うお金としては、復興増税が森林環境税に置き換わるという感覚で、支払う部分に関しては変わらないと思うんですが、水戸市の収入という意味では、その前段の復興増税のときと比べて、森林環境税がうちのほうにどれぐらい来るのかなというのを大変知りたいという希望がありますので、そこら辺の説明をお願いいたします。

○佐藤委員長 佐々木市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの須田委員の御質問についてお答えいたします。

令和5年度の歳入におきまして、個人市民税、県民税の均等割に占める復興増税分の金額でございますが、こちらが約1億3,800万円と見込んでおります。個人市民税、これは県民税を含めた金額でございますが、これ市の税収という形になるんですが、こちらについては、このうちの6,940万円でございます。一方で、森林環境税につきましても、今年度、納税義務者が同じだった場合で仮定しますと、1億3,800万円の賦課徴収をして、税収として入ってくるのが1億3,800万円ということになってまいります。こちらは全て、一度国のほうの譲与税特別会計のほうに払込みをしまして、そこから客観的な基準によって、各都道府県、市町村に譲与税として譲与されるものです。この譲与税につきましては、森林の整備は喫緊の課題であるということを踏まえて、森林環境譲与税というのは、令和元年度から既に市町村のほうに譲与されておまして、令和元年度から令和5年度の間は、国のほうの準備金で各地方団体のほうに交付をしております。それで、令和5年度の譲与税の譲与額としましては、3,870万円を見込んでおります。単純にそこで相殺をしますと、約3,070万円が減少すると見込んでおります。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 大体内容は分かりました。出ていくもののほうが何となく多いなというのはすぐ分かりましたし、減額されるというのも分かりました。

次、(2)の固定資産税に関する改正ですけれども、この区分に関して、そのときによって建物の建て替えとか、いろんなことが年度ごとに変わるんでしょうけれども、これって実際、昨年度とか一昨年度、統計は

取っているのかどうか分かりませんが、どれぐらいの割合であったのか。私たちにどれぐらいの影響が出ると予測されるのかということをお伺いしたいんですけども、その税金の内容も含めてお願いいたします。

○佐藤委員長 浅野資産税課長。

○浅野資産税課長 須田委員の御質問にお答えいたします。

まず、このわがまち特例におきましては、築後20年以上経過して10戸以上あるマンションといたしましては、水戸市内におよそ80棟ございます。ただ、この80棟におきましては、この要件を全て満たして工事を行って、2分の1の軽減割合に該当するというマンションが、まずこの該当するまでの基準が、かなりハードルが高くて、既に築後20年以上経過しているマンションであっても、一度大規模改修をマンション管理組合が自前で行っていて、20年以上経過して、また新たに大規模改修をやるというようなマンションに限られてしまいます。今現在、水戸市内で約80棟あるマンションの中で、既に大規模改修を行っているというマンションはほとんどございませんで、今のところ予定している対象数といたしましては、まだゼロというか、これからこの制度が周知されて、マンションとしてある一定の要件を満たすには、ただ改修を行っただけではなくて、水戸市のほうの、今であれば住宅政策課のほうでマンション管理適正化推進計画というものを作成して、その中で管理計画認定マンションというような位置づけをされたマンションが、初めてその大規模改修のスタートラインに立てるということでございます。まだ管理計画認定マンション自体がございませんで、これからということになります。

以上です。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。

よくね、前いた委員さんだと、こんなのありもしないのに法律だけつくってなんてという言葉がありましたけれども、整備しとかなきゃならないというのと、国から来ているということは当然納得しますので。

それと2ページの3のイ、特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）の車両区分創設云々とあるんですけども、これだけ見ちゃうと電動キックボードが課税の対象になっちゃうのかなというイメージになるんですよ。ちょっとは調べたんですけども、そうではないんじゃないかなと、特定という言葉があるんですけども、そこら辺を私たちが市民に説明しやすいように、こういうものに関しては、キックボードは課税対象でしたっけ、税率の2,000円取られているような、その基準を私たちに示してもらえないかな。どういうものなんだよと、通常の電動キックボードは対象に入るのか、入らないのか。これを超えた場合は入るのか入らないのかというのを、私は市民に対する説明義務があると思うので、ぜひそのところに関して教えていただければと思います。

○佐藤委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木参事兼市民税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

電動キックボード等ということで、今回地方税法の改正で、特定小型原動機付自転車という形で定義されております。この特定小型原動機付自転車で申しますと、規格というものがございまして、こちらが大きさとしては、長さが190センチメートル、幅が60センチメートル、この規格に合ったもので、かつスピー

ドが……

〔「超えたものですか」と呼ぶ者あり〕

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 これ以内です。

〔「以内ね」と呼ぶ者あり〕

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 申し訳ございません。以内です。今の長さ以内の規格に合ったもので、スピードが時速20キロメートル未満しか出せないというものでございます。これがいわゆる特定小型原動機付自転車ということになってまいります。これを超えた場合には、動力源として原動機を使用したキックボードに関しましては、今言った規格を超えた場合には、全て通常の原動機付自転車と同じ課税になってまいります。

〔「それが2,000円取られるよってこと」と呼ぶ者あり〕

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 はい。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 ちょっと感覚的な問題で、そちらが答えるのも、実は税金の条例の改定なので申し訳ないんですけども、そういう中で、今、私たちが目にするほとんどのものが、水戸市にあるのは課税対象じゃないという感覚でもいいんですかね。これ見ますか。感覚になっちゃうんですけども、通常見ている感じではなさそうですかね。そこら辺の感覚ってありますか。

○佐藤委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

電動キックボードと限定で登録があるもので、電動キックボードと酷似しているもの、規格が似ているものということで、今登録がされているものは、現状で24台ほどございます。ただ、この24台の車両については、施行日が7月1日ということですので、現時点で先ほど申しあげました長さが190センチ未満、幅が60センチ未満の規格に合ったものではございませんので、通常の原動機付自転車として課税をしております。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 すみません、今、須田さんの質問で何となくは分かったんですけども、ちょっと森林環境税について確認させていただきたいんです。これまで上乘せしていた分は、水戸市にそのまま入ったけれども、今回からの補正分は水戸市が集めるけれども、そのまま一旦国に行っちゃうという考え方でいいですか。

○佐藤委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの土田委員の御質問についてお答えいたします。

おっしゃるとおり、一度課税をしまして賦課徴収した形で、先ほど申しあげましたように約1億3,800万円の賦課徴収額という形であるんですけども、それにつきましては、一度国のほうに払込みをしまして、国から各都道府県市町村に、先ほど客観的な基準ということで申しあげましたが、その算定基準としましては、いわゆる人工林、私有林・人工林の面積が割合として約5割で、あとは林業就業者数ですね。林業の業務に就いている方の割合が2割、あとは水戸市の人口、総人口の割合が3割ということで、このような基準で各都道府県、市町村に国の方から譲与されます。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、市税だけやっているということ。

○佐藤委員長 はい。

○袴塚委員 じゃ、いいです。後でやります。

○佐藤委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第49号についての質疑は終わらせていただきます。

次に、議案第50号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

須田委員。

○須田委員 前の20%の減額のときにも同じ話をさせていただきましたけれども、燃料の高騰やいろんな物価の高騰によって、国の施策として皆さんの給料を上げましょうねという形を積極的に推進しているところでもあります。そういう中で、市長の減額が20%から10%になったというのは上がったと捉えるよりも、市民からすると、市長は10%減額しているよという話になると思うんですよ。そうすると、例えば私が会社を経営していて、給料をもうちょっと上げてくださいよと、でも市長だって10%下げているんだものとなる。そういう意味では、市長ってやっぱりすごいシンボルになるところなので、私は基本的には、こういうことはやめてほしいということ、市長に伝えてほしいと思っています。

しかしながら、市長にとっては、これが政治の公約であったり、前回の選挙の公約だったり、その前の公約だったということですから、その政治姿勢ということなので、皆さんでは答弁できないでしょう。それは認めますが、やはりそういう国全体の流れがあって、しかも今回だって、何億円ものお金を、いろんな大変なところにあげようよというような、補助を出さず議案もあるわけですよ。

そういう意味では、その国の流れに逆行するということは、私は本来あるべきものじゃないと思いますので、その部分に関して意見で、皆さんが答えられないでしょうから意見だけ言わせてもらいまして、賛成はします。当然市長がそれを公約にして当選してきたわけでありまして。それが市民の願いだと思いますので賛成はしますが、やはりそういう部分に関してはいろいろ考えていただきたいということで、意見として言わせていただきます。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 市長の減額というのは、政治的なそういったお考えでということだと思うんですが、ちょっとそもそも、この市長の給与額というのは、何を基準に何をもちいて決められているのか。前回20%を減らしていて、今回は10%を減らすということですが、ベースとなる部分を変えているわけではないんですが、その辺りの考え方というのがあれば、教えていただくとありがたいんですが。

○佐藤委員長 安里人事課長。

○安里人事課長 ただいまの萩谷委員の御質問にお答えいたします。

まず、市長給与について、どのような基準で決まっているのかという御質問につきましては、市長、副市長、あるいは議員の給与につきましては、お手盛りにならないように、第三者の機関に諮って改定をすべき

とされておりまして、水戸市においては水戸市特別職報酬等審議会を設けまして、報酬の改定を検討する場合には、まずそちらのほうで検討して、諮問を受けて改定しております。

今回10%ということですが、これまでの20%から減額率を改めた理由につきましては、市長のほうで、令和4年度の他団体の減額状況の調査をした中で、減額を行っている団体の中でも、10%の率を定めている団体も多かったことから、今回市長のほうで10%と判断したものでございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、議案第50号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第57号 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款、第7款及び第10款を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 燃料の高騰によって、今回、バス会社、タクシー会社、何社か該当するというので補正をされているんですけども、これはバスの台数とか、タクシーの台数とか、そういうものは積算根拠になっているのか。この辺について、ちょっとお聞かせをいただきたいです。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 燃料高騰により、バス、タクシー、それぞれ補正を御提案させていただきました。こちらですが、それぞれの基準についての御質問というところでお答えさせていただきます。

まず、バスにつきましては、市内で3社の路線バスが運行しております。茨城交通、関東鉄道、それから関鉄グリーンバスの3社が乗り入れているところでございます。それぞれのバス事業者の市内における走行距離と、期間中に原油価格が高騰する前の額と高騰した後の額、そちらの差額を乗じた額を基準に補助金額を決定しているものでございます。

また、タクシーにつきましては、市内で46社、約500台、これは月によって登録の台数が若干上下しますが、この500台をまず基準といたしまして、1台2万円というところで1,000万円を提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この3社は全部500台保有しているということですか。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 説明が分かりにくくてすみません。

バス事業者につきましては、バスの台数ではなく、全てのバスの走行距離によって算出します。タクシー事業者46社の台数が500台、水戸市内に合計500台のタクシーがあるというふうに御理解いただければと思います。

○佐藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 走行距離でバスがやっているということだと、ちょっと主観的に言えば、3社のうち2社はよ

く見かけるんだけれども、1社の走行距離が、逆に言うと、これって総額が1,130万円ですか。その案分で割っているという考え方でいいんですか。例えば500万円もらうところもあれば、100万円しかもらわないところもあるという考え方で。

○佐藤委員長 川上交通政策課長。

○川上交通政策課長 今回のバス事業者に支給する額ですが、まず、基準が3つございます。

30万キロメートル以上走行したバス事業者は1,400万円、15万キロメートル以上30万キロメートル未満の距離を走行したバス事業者が700万円、15万キロメートル未満の走行距離のバス事業者に対しては30万円というところで、計上をしてございます。この30万キロメートル以上というものに茨城交通が該当します。15万キロメートルから30万キロメートル未満というものが関東鉄道、15万キロメートル未満の30万円に関鉄グリーンバスが該当するものでございます。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、議案第57号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第12号））について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 自動車維持管理経費で、先ほどの説明で公用車1台分の納期が遅れたということでしたけれども、この遅れた公用車はどんな公用車なのかということと、あと、もともとの3,299万円の維持管理経費の中身について少し教えていただければ。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの土田委員の御質問に対してお答えいたします。

まず、納期が遅れた車種でございますが、これは普通自動車のハイブリッド電気式の自動車でございます。それから、もともとの予算につきましては、集中管理の公用車の維持管理経費としまして、例えば車検や点検などの点検費用ですとか、自動車保険に関する費用ですとか、古くなった車の更新費用ということで、合計で当初予算のとおり計上してございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 はい、分かりました。そうすると、この3,299万円の中で、ほかにも買った車の台数とかって分かれますか。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 今年度の更新につきましては、新しい車を5台買う予定でございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 5台買う予定の1台が遅れたということですか。

○佐藤委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 こちらは繰越明許費に対する専決処分でございますので、令和4年度に契約した車のうち1台が、納期である3月31日に間に合わなかったということでございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。そうすると、4年度に買う予定だった車のうちの1台が間に合わなかったんですよ。その4年度のうちに間に合った車は何台だったのかというのを聞いていたんですけども。

〔「繰越明許の話だから議案外だよ」と呼ぶ者あり〕

○土田委員 じゃ、いいです。

○佐藤委員長 1台遅れたという中身なんです。よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようですので、報告第18号について質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第19号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号））（ただし、別表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言願います。

高倉委員。

○高倉委員 これは議案書⑤の2ページ、3ページだと思うんですが、国のほうからの国庫負担金ということで、コロナワクチンの接種、そして子育て世帯の支援金ということで来ているわけですけども、これはそれぞれ何回分、あるいは何人分という形で措置されているんですか。この歳入について。

○佐藤委員長 佐藤財政課長。

○佐藤財政課長 ただいまの高倉委員の御質問にお答えいたします。

まず、コロナウイルスのワクチンでございますけれども、こちらは対象が65歳以上の高齢者と、あとは基礎疾患を有する方となっております。それぞれの人数でありますけれども、高齢者の方については、7万2,000人分を措置しております。さらに、基礎疾患を有する方につきましては、12歳から64歳までの方が2万1,000人。なお、これは基礎疾患を有する方に加えまして、医療従事者等も入るものがございます。さらに5歳から11歳までのお子さんで基礎疾患を有する方を1,000人と見込んでいるものでございます。

また、子育て世帯の生活支援特別給付金については、お子さん1人当たり5万円を支給するものでございますけれども、合計で6,400人を見込んでいるものでございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、報告第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第20号 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出中第3款を除く）について、質疑のある方は発言願います。

土田委員。

○土田委員 マイナポイント窓口の延長ということでしたけれども、今現在、窓口はどのくらいあって、そのために会計年度任用職員が何人ぐらい雇われているのか教えてください。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在のブースの数ですが、ポイント受付のブースを設置しておりますが、それにつきましては、本庁で5ブース、出先で2ブースを設置しておりまして、係の方9名に従事をしていただいているところでございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

マイナポイント、このカードの取得率は、今幾つになりましたでしょうか。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 お答えいたします。

マイナンバーカードの取得状況でございますが、水戸市の状況、5月末の数字でございます、71.3%ということでございます。

○佐藤委員長 土田委員。

○土田委員 最後です。

多々、ミスとか不具合とか報道されていますけれども、水戸市におきましては、何か問題があったのかなかったとか、そこら辺をちょっと教えてください。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市におきましても、先日記者会見のほうで発表をさせていただいておりますが、ほかの自治体と同じように、手続の途中でお帰りになった場合、新しい次の方がいらっしゃると、ログアウトができていない状況ですと、その方にマイナポイントがひもづいてしまうというシステム上のトラブルもございました。こちらが1件ございます。それ以降のトラブル等はございません。

以上でございます。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 今回は、マイナポイントの申請のための窓口の延長ということですが、申請後で何月までにカードを取得した方が対象なんでしょう、これは。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 お答えいたします。

カードの取得につきましては、2月の末日までの取得ということになっております。こちらの方が、9月30日までポイントの申請ができるという制度でございます。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 そうしますと、先ほどカードの取得率が71%ということで、5月末ですけれども、2月末までだともうちょっと人数は少なくなるのかなと思います。そのカードを取得して、まだこのマイナポイントの申請を行っていない方というのは、どのぐらいの割合でいるんですか。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 今後の見込みということでございますが、今後、マイナンバーカードのブースにいらっしゃる方として今想定しているのが、大体1日200人ぐらいはいらっしゃるのかなということで想定しております。1日200人で、大体1万5,000人ぐらいの方がいらっしゃるのかなという想定しております。

○佐藤委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。結構駆け込みでカードを取得された方もいらっしゃると思うんですね。今回延

長になったということで、申請期間が延びたので、これはよかったなと思うんですが、その対象の方、1万5,000人ということですけれども、そういった方がマイナポイントを申請できるような丁寧な周知と、あと窓口の対応をお願いしたいと思います。

また、今回手続でちょっと課題もあったということなので、やはりそのところはしっかり、そういったことが二度と再発しないように対応を行っていただきたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 すみません、議案書⑤の10ページ、11ページですね。

デジタルイノベーション費なんですけれども、この委託料の内訳というのは、ほぼ人件費ということでしょうか。それとも、その他何らかの機械を置くとか、なんかそういうレンタル費用とかなんとか、レンタル費用があるわけないか、あるか。国庫補助で全額向こうなんでしょうかという考え方もあるでしょうけれども、委託料の内訳がどういうものなのかを教えてください。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

須田委員のおっしゃるとおりで、ほぼ人件費ということでございます。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 これは人件費ということで、延長日数掛ける9名、これ土日も含むんですけど。土日もやっているんですけど。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 窓口開設時間でございますけれども、土日はなくてですね、水曜日の延長の対応を行っております。

〔「水曜日の延長の対応は」と呼ぶ者あり〕

○北條デジタルイノベーション課長 水曜日は夜の7時までの延長をいたしました。

○佐藤委員長 須田委員。

○須田委員 そうすると、恐らく日数と時間と人数でちょっと割ると、比較的私たちが思うような、いわゆるアルバイトというような金額ではないような気がするんですよ。ということは恐らくきちんとした、そこら辺からぱっと来てやるような感じではなくて、一応ある程度訓練された方、また委託ということで、多分人を集めなくちゃならないような、結構な費用もかかると思います。国のお金だとはいっても、そういう部分があるんでしょうから、きちっとそこのところに関しては、先ほどから皆さんの意見にもあるように、ミスのないようにしっかりと対応できるような予算となっているんでしょうから、そこら辺もきちっと管理をしていただきたいという意見です。お願いします。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ちょっと関連になるかもしれませんが、今、マイナンバーカードの信用性がちょっと失われているということで、返還を求める市民の方もいらっしゃると思うんです。実際そういうお話を聞いていて、そういった方に対する対応というのはどういうことをなさっていますでしょうか。特にそういったことを

やっていないですか。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

確かに窓口のほうで、こんなものは要らないからと言って、返還を希望される方はいらっしゃいます。一応いろんな御説明はして、それでももうどうしても要らないということでありましたらば、こちらで返却のほうをさせていただいております。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 そうすると、自治体によっては何かお知らせしているところもあるようなんですね。返還希望される方は。そういったことまでは、市では考えていないわけですね。

○佐藤委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 そこまでは、市民課のほうではやっておりません。

○佐藤委員長 萩谷委員。

○萩谷委員 ちょっとこれ、水戸市ではどうなのか。国が考えることなのかかもしれませんが、返還した場合のマイナポイントというのはどういう扱いになってしまうのでしょうか。

○佐藤委員長 北條デジタルイノベーション課長。

○北條デジタルイノベーション課長 マイナポイントの受け取りでございますが、一度入ってしまったものについての返還というのはできませんので、そのまま受け取れることになるものと考えております。

○佐藤委員長 よろしいですか。

萩谷委員。

○萩谷委員 あとですね、市民税の非課税等の臨時給付金の経費なんですけど、これ前年に、さっきのところであつちとつと言ひそびれちやつたんですけども、国庫支出金の精算で、前年度結構な額が返還……

〔「どの部分ですか」と呼ぶ者あり〕

○萩谷委員 市民税非課税世帯等臨時特別給付金で、これがですね。

〔「前の質疑、終わった件ですか」と呼ぶ者あり〕

○萩谷委員 質疑の終わった件じゃなくて、補正予算ですね、5月16日の専決処分。

〔「何ページのどこか教えて、分からない」と呼ぶ者あり〕

○萩谷委員 補正予算の主な内容という説明書ですね……

〔「あれですね、除く項目になっていますね。文教委員会」、「民生費」と呼ぶ者あり〕

○萩谷委員 分かりました。じゃ、失礼いたしました。

○佐藤委員長 ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、報告第20号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会をいたしますので、御承知をお願いします。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。
御苦労さまでした。

午前11時13分 散会